

山鹿市告示第44号

山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

山鹿市長 早田順一

山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱（平成17年山鹿市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第1号中「総務部総合戦略課長、商工観光部商工課長」を「総務部政策調整課長、商工観光部商工政策課長」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。